

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

第21 準備書面

(筒賀村)

2018（平成30）年9月28日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

目次

第1	はじめに	3
第2	宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果.....	4
1	筒賀村の広範囲が増田雨域にも入っていること	4
2	筒賀村の広範囲が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること	6
3	小括	6
第3	筒賀村で被爆した原告らの被爆状況	7
1	原告番号県25・[REDACTED]（甲B県25の1－陳述書）	7
2	原告番号県26・[REDACTED]（甲B県26の1－陳述書）	8
3	筒賀村で被爆した原告らの状況についてのまとめ.....	9

本書面は、当時の筒賀村で被爆した原告ら2名（原告番号県25，県26）の被爆状況について、主張するものである。

第1 はじめに

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の筒賀村については全く調査がされていない。しかし、筒賀村のほぼ東側に位置する佐伯郡水内村久日市（爆心地から北西20km）で「黒い小雨がバラバラ降り、油かと思った。30－60分降った。50銭札の束などが飛んできた。」という供述が、また筒賀村のほぼ北側に位置する殿賀村西調子（爆心地から北西26km）で「大粒の雨がばらばら降った。雷鳴もした。紙片が飛んできた。」という供述が、それぞれ得られている（原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄111，112，同体験場所地図2参照）ことから、これらの供述をもとに、当時の筒賀村の大字中筒賀近辺は宇田雨域の小雨地域となっているが、その余の地域は小雨地域外となっている（甲A71の106頁第4図，訴状別紙「黒い雨」降雨地域図参照）。

しかし、原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり、宇田技師らの原爆被害調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

そこで、以下では、宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果に加え（第2），原告ら2名の供述に基づき（第3），筒賀村のうち、原告ら2名が被爆した大字中筒賀近辺のみならず、筒賀村の広範囲が「黒い雨」降雨域であり、原告ら2名が被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することを述べる。

第2 宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果

1 筒賀村の広範囲が増田雨域にも入っていること

- (1) 増田雨域は、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、宇田雨域の限界を補うものであること

原告ら第5準備書面の第2・3項（20頁以下）において詳述したとおり、増田雨域とは、増田善信博士（以下「増田」という。）が、1989年（平成元年）に発表した増田論文（甲A34）によって提示した、「黒い雨」の新たな雨域である。

増田論文が基礎としたのは、原爆被害調査メモ（甲A69）を含む宇田論文の基礎資料の他、広島県の調査資料（1万7369通回答したものの調査報告）、72人からの聴取調査結果、アンケート調査結果1188枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータである（増田論文14～18頁）。

増田は、原告ら第13準備書面で詳述した宇田技師らの調査方法、すなわち、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家ができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話を聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を踏襲し、加えて、調査対象者の記憶の希薄化や原爆医療法に基づく健康診断特例地域の拡大運動による影響にも配慮し、信頼性が確保されたデータの収集とそれに基づく細かな分析を試みた。例えば、雨の降り方を3種類に分けたり（降雨の継続時間30分以内を小雨、30分以上1時間以内を中雨、1時間以上を大雨とする）、聴き取り調査に参加した人にもさらにアンケートを提出してもらうなどの工夫をこらし、こうして集められたデータを、信用度の違いに配慮しながら吟味し、調査と分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げた（甲A35の1、2）（以上、甲A36の10～18頁）。

特に、宇田技師らによる原爆被害調査では、旧広島市外の山間部の調査は時間的・物理的限界により手薄とならざるを得なかったが、増田による調査では、旧広島市外の安古市町（甲A35の1の105頁以下）、安佐町（同118頁以下）、可部町（同124頁以下）、五日市町（同140頁以下）、廿日市町（同147頁以下）、吉和村（同151頁以下）、芸北町（同152頁以下）、湯来町（同153頁以下）、豊平町（甲A35の2の1頁以下）、加計町（同11頁以下）、殿賀村（同25頁以下）、筒賀村（同29頁以下）、沼田町（同35頁以下）、佐伯町（同42頁以下）、高陽町（同44頁以下）、中野村（同47頁以下）、福田村・馬木村・温品村（同49頁以下）、千代田町（同51頁以下）、倉橋町（同53頁以下）、海田町（同55頁以下）、戸河内町（同57頁以下）及び江田島（同61頁以下）についても、相当な数の供述等の資料を得ることができ、これらの資料を分析した結果をもとに、原告ら第5準備書面別紙図のとおり、増田雨域が提示された。

よって、増田雨域は、宇田技師らの調査手法を踏襲した、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、特に宇田技師らの原爆被害調査が不十分であった旧広島市外について宇田雨域の限界を補うものであるといえることができる。

(2) 筒賀村の「黒い雨」降雨状況等

筒賀村の各地区の降雨状況と飛撒降下物の状況は、増田による調査結果を地域毎に整理した『広島原爆”黒い雨”最終まとめ（第二冊）』と題するノート（甲A35の2）によると、以下のとおりであった。

- ア 向光石（甲A35の2の29頁） 中雨，木片，紙切れ，衣類，灰
- イ 中ノ原（同30頁） 大雨，灰
- ウ 吉ヶ瀬発電所（同30頁） 大雨，紙切れ
- エ 田之尻（同30頁） 中雨
- オ 砂ヶ瀬（同31頁） 中雨，木片，紙切れ，衣類，灰

- カ 野竹（同 3 2 頁） 小雨，木片
- キ 遅越（同 3 2 頁） 大雨，木片
- ク 鍋山対空監視所（筒賀村と戸河内村の境）（同 2 6 頁） 中雨，木片

以上より，増田の調査結果から，筒賀村でも大字中筒賀以外の広範囲に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

2 筒賀村の広範囲が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること

加えて，筒賀村の広範囲が，広島市が 2 0 1 0（平成 2 2）年 5 月に公表した，広島市報告書（甲 A 9）で提示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図，甲 A 4 1 の 2 枚目「広島原爆による黒い雨降雨図」参照）。

なお，広島市調査の解析対象となったデータは，2 0 0 8（平成 2 0）年に原爆投下前から現在の広島市内及び周辺部に住み続けている者 3 万 6 6 1 4 人に対して実施した郵送によるアンケート調査により収集されたもので，そのうちの約 7 4 %にあたる 2 万 7 1 4 7 人から得られた自書式回答であり（甲 A 9 の 2 ～ 3 頁），これらのデータをもとに大瀧において統計学的な処理を行い，「黒い雨」の時空間分布を推定したものである（甲 A 4 1）。大瀧雨域が信用できるものであることは，原告ら第 5 準備書面の第 2 の 4 項（2 3 頁以下，なお「3 大瀧雨域」とあるのは「4」の誤記である。）で詳述したとおりである。

3 小括

以上のとおり，筒賀村は，宇田論文においては大字中筒賀近辺が宇田雨域（小雨地域）に入っているに過ぎないが，増田論文及び広島市調査という信用できる調査結果等によれば，筒賀村の広範囲が「黒い雨」降雨域であったことは明白である

第3 筒賀村で被爆した原告らの被爆状況

1 原告番号県25・[REDACTED] (甲B県25の1-陳述書)

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県25・中津サワコ(以下「原告」という。)は、1938(昭和13)年[REDACTED]生まれで、被爆当時7歳で、[REDACTED]国民学校1年生だった。

当時の家族は、祖母([REDACTED])、父([REDACTED])と母([REDACTED])・長男([REDACTED])・長女([REDACTED])・次女([REDACTED])・四女([REDACTED])、原告番号県26・[REDACTED]・次男([REDACTED])と原告[REDACTED]、原告は[REDACTED]だった。

自宅は、広島県山県郡筒賀村大字中筒賀[REDACTED]にあり、農業をしていた。なお、長男・[REDACTED]は市内[REDACTED]にいて被爆した。当時は食料事情が悪く、子供たちも田や畑の手伝いをしていた。

(2) 被爆の状況

1945(昭和20)年8月6日、原告は母が話しをしに行っていた隣家[REDACTED]の庭で、母とおんぶされている妹・[REDACTED]と[REDACTED]お婆さんと4人で話しをしている時、突然、雷が落ちたかと思うほどの大きな音がした。それからどのくらい経ったかわからないが、空が赤く染まったり黒いけむりのような色に染まったりし、空一面から焼け焦げた紙切れや焼けた物が落ちてきた。それらを拾うために追いかけていたら、母から「何が起きるか分からないのでやめなさい」と叱られた。

黒い雨が降った後、自宅の庭に干してあった洗濯物が黒くなっていた。また、自宅周辺の畑の野菜も黒くなっていた。黒い雨が降った畑の野菜を食べ、黒い雨が降り注いだ川で毎日泳いでいた。お風呂の水もその川の水を汲んで使っていた。

(3) 健康状態

急性症状については、黒い雨を浴びた後、母は貧血がひどくなってし

ばらくの間、寝てばかりいた。原告自身については記憶がない。

原告は、1997（平成9）年頃から高血圧・糖尿病になり、そのうえ狭心症を患って現在までカテーテル治療をしている。

2 原告番号県26・[REDACTED]（甲B県26の1－陳述書）

(1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号県26・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1945（昭和20）年[REDACTED]生まれで、原爆投下当時[REDACTED]だった。

原告自身は幼子だった為、当時の記憶は何一つないが、幼少の頃から一番仲が良く面倒を見てくれた姉[REDACTED]（原告番号県25・[REDACTED]）から聞いたことをもとに主張する。

当時の家族は、祖母（[REDACTED]）、父（[REDACTED]）と母（[REDACTED]）・長男（[REDACTED]）・長女（[REDACTED]）・次女（[REDACTED]）・三女（[REDACTED]、原告番号県25[REDACTED]）・次男（[REDACTED]）と原告で、原告は[REDACTED]だった。

自宅は、広島県山県郡筒賀村大字中筒賀[REDACTED]にあり、農業をしていた。なお、長男・[REDACTED]は市内[REDACTED]にて被爆した。当時は食料事情が悪く、子供たちも田や畑の手伝いをしていた。

(2) 被爆の状況

1945（昭和20）年8月6日、原告は、母が話しをしに行っていた隣家[REDACTED]の庭で母におんぶされていた。母と姉[REDACTED][REDACTED]のおばさんと話しをしている時に突然、雷が落ちたかと思うほどの大きな音がした。それからどのくらい経ったかわからないが、空が赤く染まったり黒いけむりのような色に染まったりし、空一面から焼け焦げた紙切れや焼けた物が落ちてきた。姉[REDACTED]がそれらを拾うために追っかけていたら、母から「何が起きるかわからないのでやめなさい」と叱られた。

黒い雨が降った後、自宅の庭に干してあった洗濯物が黒くなっていた。また、自宅周辺の畑の野菜も黒くなっていた。原告ら家族は、黒

い雨がついた畑の野菜を食べ、黒い雨が降り注いだ川で毎日泳いでいた。お風呂の水もその川の水を汲んで使っていた。

(3) 健康状態

原告は、黒い雨を浴びた後、発熱をよくした。

原告は、中学校の入学式の日、突然目の前が除々に暗くなり始め、意識が無くなり入学式は欠席した。その後、何度も同じようなことがあったが、自然に治った。

原告は、47歳の時に乳癌になり、左乳房全切除手術を受けた。現在は高血圧の薬を服用している。

3 筒賀村で被爆した原告らの状況についてのまとめ

以上のとおり、原爆投下当時、筒賀村に居住していた原告ら2名は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであって、原告ら2名が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないのである」などと主張して（被告ら第5準備書面20頁）、筒賀村を含む「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に、「黒い雨」が降った事実、放射性物質が降下した事実、「黒い雨」による放射性物質の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしなない。

しかし、このような被告らの主張が誤りであることは、筒賀村の原告ら2名の中にも、宇田技師らによる原爆被害調査により明らかになった、下痢、鼻血・歯茎等の出血、貧血、脱毛等の急性症状を発症した者がいること（県26）、さらには、宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化してい

なかった、発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症したり（県26）、あるいは造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害及び潰瘍による消化器機能障害を患っている者がいること（県25、県26）からも明らかである。被告らの主張は、事実を直視しようとしなない非科学的なものという外ないのである。

以上